

業務委託特記仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、三朝町（以下「甲」という。）が実施する、令和8年度神倉後口山遺跡写真測量業務（以下「本業務」という。）に関する諸事項を定める。

(適用)

第2条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか次に掲げる関係図書・法令等により実施する。

- (1) 設計図書
- (2) 業務請負契約書
- (3) 鳥取県制定の「測量業務共通仕様書」を適用する。
- (4) 文化財保護法
- (5) 測量法
- (6) 国土交通省公共測量作業規定の準則
- (7) 著作権法
- (8) その他関係する法令及び規定

(守秘義務)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

(諸手続き)

第4条 諸手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 本業務実施に実施するにあたり、乙は甲の指示に基づき作業実施計画書、作業工程表、着手届等、関係書類を提出し、甲の承認を得るものとする。
- (2) 測量を実施するため必要な関係官公庁その他に対する手続きは、甲が行うものとする。

(貸与資料)

第5条 乙は、本業務に関して甲より貸与された資料の取扱いに十分注意し、作業完了後は速やかに返納するものとする。万一事故等により資料を毀損した場合は、乙の責任において修復するものとする。

(疑義)

第6条 乙は、本特記仕様書及び作業内容等に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、甲の指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(概要)

第7条 本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 業務名 令和8年度神倉後口山遺跡写真測量業務
- (2) 業務場所 鳥取県東伯郡三朝町大字神倉地内
- (3) 業務内容
 - ア 標定点設置
 - イ 写真測量（面積＝242㎡）
 - ウ 写真解析（写真三次元形状復元）
 - エ 写真解析（図化素図作成：オルソ図（等高線含む））
 - オ 校正及び修正
 - カ 図化作業

(業務期間)

第8条 本業務期間は、契約締結日から令和9年3月17日までとする。

(作業計画)

第9条 作業計画は、測量範囲、使用機器及び資材、数量の確認、既存成果の借用、作業工程について適切な計画を立案・提出し甲の承認を得るものとする。

(現地踏査)

第10条 現地作業の実施にあたって、既設基準点、写真撮影位置の確認、標定点設置位置の選点を行い、現地測量を行う上での問題点を把握するものとする。

(標定点設置)

第11条 標定点を観測するにあたり、測量方式、使用既設点、新設点位置について調査職員と協議を行い、その承諾を得た後、標定点を設置するものとする。

(標定点観測)

第12条 写真測量区域及び周辺に設置した標定点を観測するものとする。標定点は写真解析時のターゲットとして使用する。

- (1) 標定点は既知点より三次元放射トラバース観測により座標（X、Y、Z）を算出するものとする。
- (2) 使用機器は検定合格品を使用するものとする。
- (3) 精度は公共測量作業規定の準則を準用するものとする。
- (4) 既設基準点資料は甲が貸与するものとする。

(写真測量)

第13条 写真撮影にあたっては、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 撮影用カメラ
集石が鮮明かつ正確に取得できる性能を有するカメラを使用するものとする。
- (2) 撮影条件
 - ・撮影範囲は重複を確保し、オーバーラップ60%、サイドラップ30%を標準とするものとする。
 - ・標定点は、撮影画像上で明瞭に判読できるものとする。

- ・地上解像度は1 cm以下とし、縮尺 1：20以上を確保するものとする。ただし、成果図面作成に支障がないこととする。

(3) 撮影検査（再撮影）

- ・撮影終了後、速やかに写真三次元形状復元を行い、三次元閲覧ソフト上において、回転・拡大・縮小機能を用いてデータの欠落等を確認し、再撮影の要否を判断するものとする。

(写真解析（写真三次元形状復元）)

第14条 取得したデジタル画像より高密度ポイントクラウド（※1）、テクスチャーポリゴンモデル（※2）、ジオリファレンスオルソモザイク（※3）やDSM/DTM（※4）データの自動生成を扱えるもの（参考：Agisoft社 Metashape）又は同等以上の性能を有するソフトを使用し、三次元形状復元を行うものとする。

※1 高密度三次元点群

※2 テクスチャーポリゴンモデルは平面の画像をモデルに貼り付けること。

※3 オルソは、写真上の像の位置ズレをなくし空中写真を地図と同じく、真上から見たような傾きのない、正しい大きさと位置に表示される画像に変換（以下、「正射変換」という）したもの。

※4 DSMは地表面とその上にある地物表面の標高からなる三次元データのことで、建物や樹木等の高さを含む。DTMは地表面の標高からなる三次元データのことで、建物や樹木等の高さは含まない。

(写真解析)

第15条 写真解析により作成した三次元モデルを用いて、図化素図（オルソ図、~~コンタ図~~）等を作成するものとする。図化素図は現地作業用図面として、委託者の指定する縮尺で提出するものとする。

(校正及び修正)

第16条 校正及び修正は、図化素図に基づき、速やかに甲の校正を受け、甲の指示により修正するものとする。

(図化作業)

第17条 甲による校正及び修正した図化素図より成果図面を作成するものとする。

図化作業は以下のとおりとする。

(1) 写真図

- ・成果品図面作成時の図郭割り及び装飾は、調査員と協議の上決定するものとする。
- ・縮尺は、1/20、1/50、1/100とする。
- ・成果品図面作成時の図郭割り及び装飾は、調査員と協議の上決定するものとする。
- ・精度は、下記のとおりとする。
 - ア 標高点の高さ…主曲線間隔の1/4以内
 - イ 等高線…等高線間隔の1/2以内
 - ウ 等高線の間隔…0.25m
 - エ 縮尺…1/50

(2) 整飾は、次のものを表示する。

- ① 表題（図面）
- ② 発注機関名及び受託者名
- ③ 縮尺及び方位

- ④ バースケール
- ⑤ 遺跡名及び集石名
- ⑥ 測量年月日
- ⑦ 測量方法

(成果品)

第18条 成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測量成果簿
- (2) 写真図
- (3) 撮影データ
- (4) デジタルデータ (CADデータ、PDF、画像等)
- (5) その他業務の目的を達成する為に必要となった資料、図面、データ一式

第3章 その他

(契約変更)

第19条 本業務に関し甲の指示した内容等に変更があった場合には、両者協議の上、契約変更を行うものとする。

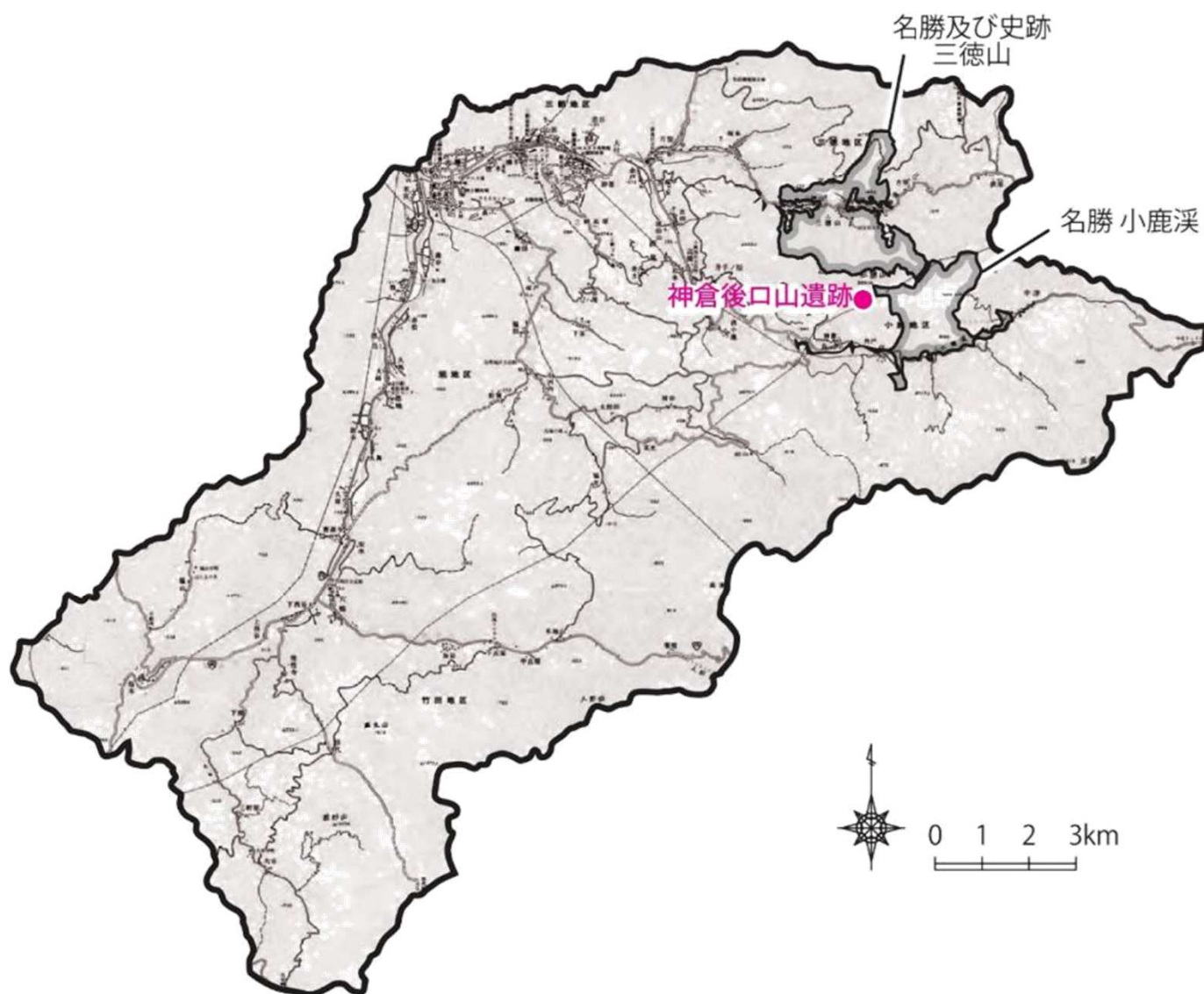
(資料の提出)

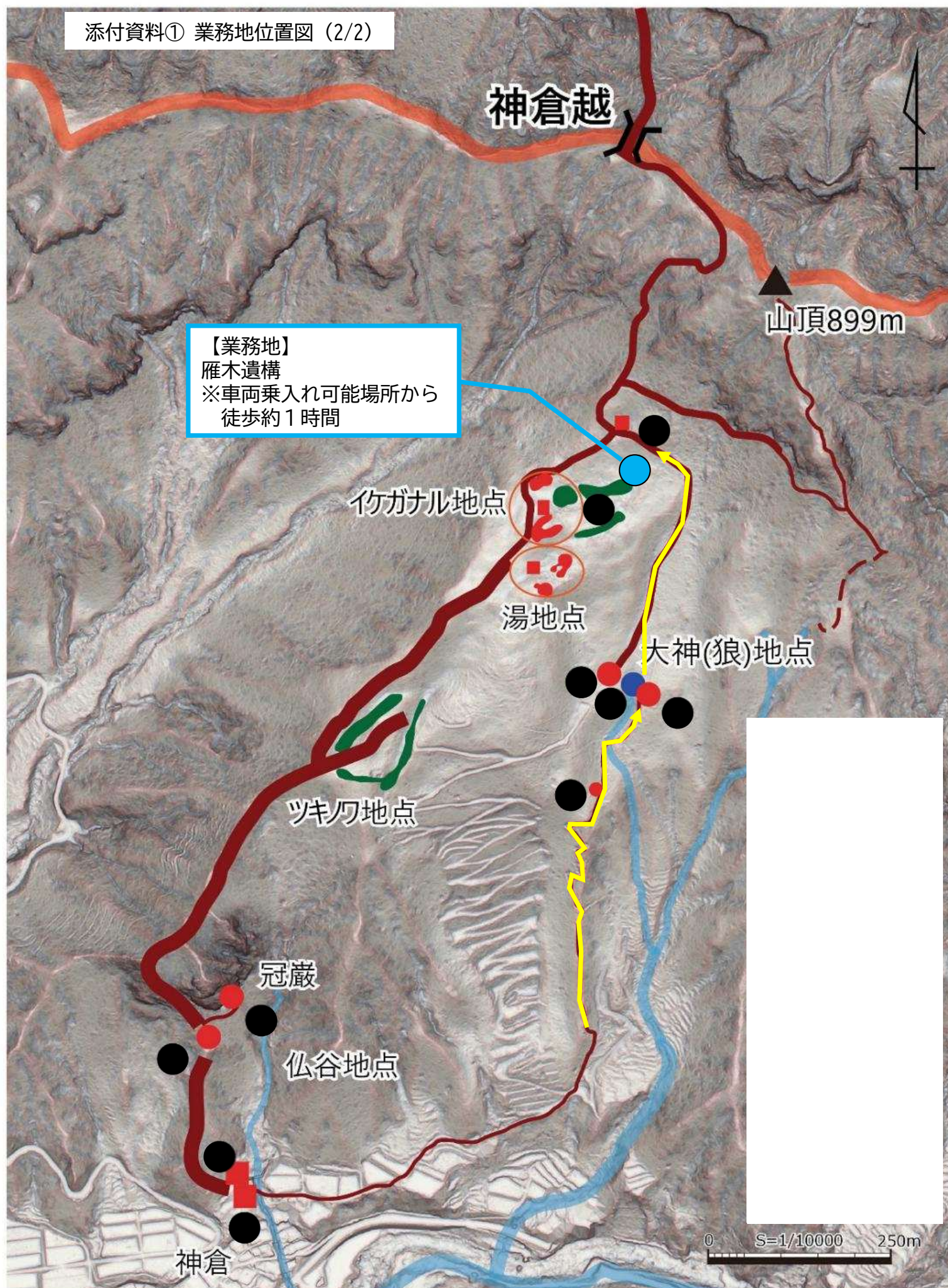
第20条 業務期間内において調査員が資料提出を求めた場合には、乙は速やかにこれに応じるものとする。

(検査後の修正)

第21条 本業務に関する成果品について、検査終了後に不備がある場合には乙の責任において無償で修正すること。

業務地位置図





添付資料② 業務範囲図

